# 「市川斎宮「暦法議案」「建白書」差分および明治改暦布告

須 賀 隆\*\*

## (1) 市川斎宮の明治 5(1872)年「建白書」、および明治 2(1869)年「暦法議案」との差分

市川斎宮が明治 5(1872)年 11 月 5 日付で陸軍省経由太政官正院に上申した改暦の建白書(以下「建白書」と呼ぶ)を『法規分類大全』□をもとに下記に示す。また、明治 2(1869)年版の「暦法議案」<sup>2)</sup>から「建白書」への差分を"「暦法議案」の記述「建白書」の記述"の形式で表している。「建白書」で、取消線部は削除され、下線部が追加されている。濁点は「暦法議案」のみにあるが差分として記していない。なお、本節と次節の"【注釈】"は本稿による注釈である。

### 陸軍省上申 五年十一月五日

暦法ノ義ニ付市川兵學中教授ヨリ別紙ノ通致建言候處當節右曆法御改正御取調中ニモ有之候間御 参考ノ爲差出申候此段申進候也

### 京都兵學所御用掛市川齋宮建白

皇朝本朝従来ノ暦法ハ月ノ運行ヲ本トセルガ故ニ、朔望ヲ知ルニハ便ナレドモ周年間ノ節気月割 等ニハ甚不便ニシテ、往々節氣半月モ前後スルコトアルガ爲ニ巳ムヲ得ス閏月ヲ設クルノ煩アリ、 且又津田眞一郎ヨリ年号ヲ廢シ元ヲ立テタモフベキヲ建議セシハ至當ノ説ト云フベシ、故ニ元ヲ 立テ左ノ如ク暦法ヲ改革シタモフトキハ、至便至明萬代不易ノ美曆トナリ、方今外國交際ノ時ニ 當リテ宇宙未曾有ノ連綿長久ノ皇統ヲ天下萬國ニ掲示シ、航海ニ大利益ヲ起シ數年後ノ航海曆モ 容易ニ作ルベク、數十年後ノ事ヲ人ト約スルモ年月日ヲ指定スベク、數百年後ノ日月蝕モ今ヨリ 舉示スベシ、不便ノ閏月ナク月割ノ日數ヲ一度知ルトキハ毎年大小ヲ覺ユルノ煩ナシ、且ツ月割 大抵節氣ト符合スルヲ以テ農業ニ大益アリ、譬へバ大抵淸明ハ毎年三月一日トナリニ百十日ハ七 月二十六日トナルガ如シ、併此曆ニテハ月ノ盈虚ハ月割ト符合セザレドモ、畢竟月ノ主用ハ天象 ヲ測ルト潮ノ満落ヲ知ルニアリテ.朔望ヲ曆中ニ記スレパ足レリ、又此ノ曆ヲ用フルトキハ月給 等ノ如キ月勘定ノ事件ニ故障アルノ説ヲ生ズルコトアルベシ、然レドモ是等ノ如キハ其勘定ニ然 ルベキ割合ヲ立ルトキハ毫モ改曆ノ事ニ關係セズシテ可ナリ、且ツ夫レ時ハ人命ノ尺度ニシテ 孜々汲々ハ延命ノ策、因循姑息ハ縮命ノ具ト云フベク、人ヲシテ無益ニ時ヲ費サシムルハ人命ノ 一分ヲ斷ツニ等シ、故ニ世人ヲシテ交際ノ信ヲ立テシムルガ爲ニ【改行】皇朝本朝既ニ晝夜十二 時ノ時割並ニ百刻十二支等ノ刻割アリ、然レドモ舶来ノ袂時計ハ携帯ノ便利アルノミナラズ刻割 細密ニシテ交際ニ裨益アルヲ以テ、近来世人一般ニ之ヲ携へ其刻割ヲ用フ實ニ信ヲ立ルニ甚有益 ノ具ナリ、其上既二公議所出仕刻限等ノ如キ公事ニモ之ヲ用ヒタモフ上ハ、速ニ御改革アリテ普 ク天下ニ布告シ、都府ノ市中ニ辰鐘ヲ設ケ下民ニ至ルマデ此刻割ヲ用ヒシメタマハヾ交際ニ大ナ ル裨益祷釜アルベシ、願クバ方今御一新ノ折柄ヲ幸ニ、年號曆法時刻共斷然御改革アラバ實ニ萬 代ノ大幸福タルベシ、是レ懇願ニ堪ヘザル所ナリ、故ニ管見多罪ヲ顧ミズ試ニ年月ヲ配當シ、今 年ノ略暦ヲ左ニ載セ愚存奉申上候、恐惶謹識

-

<sup>\*\*</sup> Email: SGB02104@nifty.com

### 己六月

# 京都兵學所御用掛 市川齋宮

曆 法

周年ハ西洋ノ時割ニテ三百六十五日五<u>時字</u>四十九分弱ナレドモ三百六十五日ヲ以テ平年ノ日數トス<del>【後から挿入】</del>數トス此ヲ以テ剰餘ノ五時四十九分ヲ積ミテ四<u>偶箇</u>年ニ至ルトキハ二十三時十六分ノ剰餘トナリテ大略一日ノ差ヲ生ス故ニ四<u>個箇</u>年毎ニ一日ヲ増シテ<del>三百六十六日ヲ</del>閏年<del>ノ日</del> 數トス然ルニ此ノ如ク四<u>個箇</u>年毎ニ閏年ヲ設クルトキハ百年ノ間ニニ十五閏トナル其一閏毎ニ四

閏年 二千五百二十八年 二千五百三十二年 二干五百三十六年

平年 二千五百二十九年 二千五百三十三年 二千五百三十七年

平年 二千五百三十年 二千五百三十四年 二千五百三十八年

來々未年 <del>亥年</del> 卯年

平年 二千五百三十一年 二千五百三十五年 二干五百三十九年

<del>但シ</del>平年ノ日數ハ三百六十五日<del>ニシテ</del>閏年ノ日數ハ十二月ノ末ニー日ヲ加ヘテ三百六十六日トス <del>【改行】</del> 【この行は「暦法議案」では 2528~2539 年の平閏列挙の前にある】

又<del>子年辰年申年ヲ必閏年トス<sub>百年ノ外百年日ハ例外ナリ</del>百年目ノ<u>閏年平年ノ</u>順左ノ如シ</del></sub>

中年 長年 子年 閏年 二千六百年 三千年 三千四百年 中年 子午 長年 平年 二千七百年 三千百年 三千五百年 長年 子年 申年 平年 二千八百年 三千二百年 三千六百年 子年 辰年 申年 平年 二千九百年 三千三百年 三千七百年

月 割 <u>但シナノ月ハ日敷三十一日ニシテ</u>小ノ月ハ日敷三十日<del>ナリ但</del> 【「暦法議案」では割注になっていない】 <u>北外ハ年々變化ナシ</u>

 大ノ月
 三月
 四月
 五月
 七月

 小ノ月
 正月
 二月
 八月
 九月
 十一月
 十二月

【ここに明治5年の新旧暦日対照および二十四節気の配当を示す表があるが省略】

時刻 割

一<u>昼</u>晝夜<u>ノ</u>ヲ二十四分<u>ニ割リ其</u>ーヲー字トシー字ノ六十分一ヲ一分時トシー分時ノ六十分一ヲー 秒時トス

 大
 九ツ時
 八ツ時
 七ツ時
 七ツ時
 六ツ時
 五ツ時
 五ツ時
 四ツ時
 四ツ時
 正九

 略
 半
 半
 半
 半
 ツ時

<u>基</u> 一字 二字 三字 四字 五字 六<u>時字</u> 七<u>時字</u> 八字 九<u>時字</u> 十一字 十一字 十二字 夜 一字 二字 三字 四字 五字 六<u>時字</u> 七<u>時字</u> 八字 九<u>時字</u> 十字 十一字 十二字

以上

右ハ都テ畧例ヲ記セシノミニテ誤算不適當ノ事件等アルヘシ伏シテ大方ノ校正ヲ請フノミ

【ここに明治 2 年の新旧暦対照および二十四節気の配当を示す表があるが省略、「建白書」には表の冒頭に地の文で省略された月割配当が挿入されており― "月割配当の記述位置変更" ― 、「暦法議案」では表の上段欄外に二十四節気と日付の対応について下記説明が書き込まれている】

此暦二閏年ヲ正ク加へ算シテ古暦ヲ遡リ數へ見ルニ安政三年丙辰以来十四年ノ間年々

立春ハ正月元日

清明八三月一日

芒種ハ五月一日

白露ハ八月二日

冬至ハ十一月十七日

トナレリ以テ此暦ノ正シキヲ見ルベシ其前ハ暦ヲ失フテ算スル能ハス

## 【 "「暦法議案」の注記"(※)】

右ハ都テ略例ナリ暦算ニ四十九分ヲ用ヒシモ四十八分四十七秒半ノ大略ニシテ十二秒半ノ差ア リ故ニ其テハ四干年目ニー日ノ差ヲ生スルニ至ラズ且ツ其外誤算不適當ノ事件アルベシ然レド モ此説若シ公議ヲ得テ 御採用ニモナルベキトキハ更ニ識者ヲシテ重校密測セシメタモフベキ ハ素ヨリ論ヲ俟タザル所ナルベシ

### (2) 明治改暦の詔書と同詔書に伴う布告

明治改暦の詔書と同詔書に伴う布告(明治 5(1872)年 11 月 9 日付け太政官布告第 337 号、以下あわせて単に「改暦の詔書」と呼ぶ)は下記のとおりである<sup>3)</sup>。塚本明毅の建議書(以下「建議書」と呼ぶ)がそのまま使われている部分に下線を施した。

今般改曆/儀別紙 詔書/通被 仰出候條此旨相達候事 詔書寫

朕惟フニ我邦通行ノ暦タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス故ニニ三年間必ス 閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晩アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中 下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽暦ハ 太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晩ノ變ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ 置キ七千年ノ後僅ニー日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰暦ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便 不便モ固リ論ヲ挨タサルナリ依テ自今舊暦ヲ廢シ太陽暦ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン 百官有司其レ斯旨ヲ體セヨ

明治五年壬申十一月九日

 $\bigcirc$ 

一 今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付來ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月 一日ト被定候事

但新曆鏤板出來次第頒布候事

- 一 一箇年三百六十五日十二箇月二分チ四年每二一日ノ閏ヲ置候事
- 一 時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ隨ヒ十二時ニ相分チ候處今後改テ時辰儀時刻晝夜平分 二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ午前幾時ト稱シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ 分チ午後幾時ト稱候事
- 一 時鐘ノ儀來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱來候處以後何時ト可稱事

一 諸祭典等舊曆月日ヲ新曆月日ニ相當シ施行可致事

# 太陽曆

一年三百六十五日 閏年三百六十六日<sub>二置之</sub>

一月	大	三十一目	其一日	卽舊曆	壬申	十二月三日
二月	小	二十八日間年二	其一日	同	癸酉	正月四日
三月	大	三十一日	其一日	同		二月三日
四月	小	三十目	其一日	同		三月五日
五月	大	三十一目	其一日	司		四月五日
六 月	小	三十目	其一日	司		五月七日
七月	大	三十一日	其一日	同		六月七日
八月	大	三十一目	其一日	同		閏六月九日
九月	小	三十目	其一日	同		七月十日
十月	大	三十一目	其一日	同		八月十日

 十一月小
 三十日
 其一日
 同
 九月十二日

 十二月大
 三十一日
 其一日
 同
 十月十二日

大小毎年替ルコナシ

【ここに時刻表があるが省略、1/24日の時刻の単位には「時」を用いている】

### 右之通被定候事

,

<sup>1)</sup> 内閣記録局編『法規分類大全〔第 2〕』内閣記録局、1889-1891 年、45-50 頁。 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/994174/127

<sup>2) 「</sup>暦法議案(明治二。六、市川斎宮)」『憲政史編纂会収集文書』711 津田真道文書、国会図書館請求番号 GB1-44 マイクロフィルム・リール 176。「市川斎宮「暦法議案 明治二。六」.pdf」、https://github.com/suchowan/calendar\_papers の historical\_resources 参照。

<sup>3)</sup> 文献 1 の 50-53 頁あるいは国立公文書館所蔵『太政類典第二編』(http://bit.ly/1hrU5hs)。「建議書」の「明治改暦の詔書」に使用された部分以外―「時法」改革など―は割愛する。